

# 固定資産税・都市計画税、 軽自動車税(種別割)、市民税・都民税 納税通知書を順次発送



市は、令和4年度の各種納税通知書を順次発送しています。納期限(左表)までの納付にご協力をお願いします。

5月31日(火)	固定資産税・都市計画税第1期 軽自動車税(種別割)
6月30日(木)	市民税・都民税第1期
8月1日(月)	固定資産税・都市計画税第2期
8月31日(水)	市民税・都民税第2期
10月31日(月)	市民税・都民税第3期
12月26日(月)	固定資産税・都市計画税第3期
令和5年 1月31日(火)	市民税・都民税第4期
2月28日(火)	固定資産税・都市計画税第4期

## 固定資産税・都市計画税

令和4年度の固定資産税・都市計画税の納税通知書を5月2日に発送しました。

問課税課 土地係・内線1221  
5 家屋係・内線1222 償却資産係・内線1228

## 改修を行った住宅は固定資産税の減額を受けられる場合があります

耐震改修工事、バリアフリー改修工事、省エネ改修工事を行った住宅は、工事完了翌年度の固定資産税が減額される場合があります。いずれの場合も要件がありますので、くわしくは市ホームページをご覧ください。

省エネのため5月1日～10月31日、市職員のクール・ビズ(勤務中の軽装)を実施します。皆さんのご理解をお願いします(総務課)

お問い合わせください。

問課税課家屋係・内線1222

## 軽自動車税(種別割)

令和4年度の軽自動車税(種別割)の納税通知書を5月11日(水)に発送します。納期限は5月31日(火)です。

軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日現在の所有者に課税されます。なお、▼車体を処分したとき▼下取りに出したとき▼譲渡したとき▼盗難に遭ったとき▼市外へ転出したときは、すぐに廃車または変更の手続きをしてください。

軽自動車税(種別割)の税額や納付方法、登録内容の変更手続きなどくわしくは、納税通知書に同封の軽自動車税(種別割)のしおりをご覧ください。

問課税課諸税係・内線1200

## 軽自動車税(種別割)減免申請

次の①～③のいずれかの条件に該当する軽自動車などの所有者は、税の減免を受けることができます。5月31日(火)までに課税課諸税係(市役所1階35番窓口)へ申請してください。申請の方法等くわしくは課税課諸税係までお問い合わせください。

①身体や精神に障害のある方、またはその障害者と生計を同じくする方(同居または近隣2キロメートル以内)に居住し、が所有し、障害者本人または生計を同じくする方が運転する軽自動車など②世帯員全員が障害者である世帯の方が所有し、その世帯の方を常時介護する方が運転する軽自動車など③車両の構造が障害者用である軽自動車など

なお、①②は、複数の自動車を所有している場合、1台に限り減免の対象となります。対象と異なる障害区分や級別など、くわしくはお問い合わせください。

問課税課諸税係・内線1200

## 市民税・都民税

令和4年度の市民税・都民税の納税通知書を次のとおり発送します。

▼給与からの特別徴収(天引き)の方 5月16日(月)に給与支払者(勤務先など)に発送します。給与所得者の方は、給与支払い者から税額の通知書が渡されます。

▼普通徴収・公的年金からの特別徴収(天引き)の方 6月10日(金)に自営業者や年金受給者の方などに発送します。

上場株式等の配当所得および譲渡所得について、確定申告と異なる課税方式を選択する場合は、納税通知書が送達される日までに手続きしてください。

問課税課市民税係・内線1206

## 令和4年度課税・非課税証明書を発行

6月10日(金)から、令和4年度課税・非課税証明書を発行します(給与からの特別徴収(天引き)のみの方は、5月16日(月)から発行)。発行を希望する方は、本人確認書類(マイナンバーカードなど)をお持ちください。なお、被扶養者の方の証明書は、所得金額が空欄になっている場合があります。所得金額の表示が必要な場合は、証明書の取得前に申告をする必要があります。

問課税課諸税係・内線1200

## 固定資産税償却資産の申告はお済みですか

法人や個人で工場や商店、不動産賃貸業などを営んでいる場合、所有している事業用資産(構築物、機械、器具、備品など)には、償却資産として固定資産税が課せられます。この固定資産税は地方税法で申告が義務付けられています。市内で事業を営んでいる方は、税務署だけでなく市にも申告が必要です。市への申告期限(毎年1月31日)はすでに過ぎていますが、申告は随時受け付けています。未申告の方は至急申告してください。くわしくはお問い合わせいただくか、税理士などにご相談ください。または、市ホームページをご覧ください。

●適正な賦課と未申告の解消に取り組んでいます。市は、税務署と連携して申告内容を確認し、訪問催告を行っています。申告漏れや未申告の方には、地方税法に基づき、さかのぼって課税します。また、申告する必要がある方が申告しない場合や偽りの申告をした場合は、地方税法などにより罰金が科されることもあります。

問課税課償却資産係・内線1228

## 自動車税(種別割)

令和4年度の自動車税(種別割)納税通知書を5月2日に発送しました。納期限は5月31日(火)です。

自動車税(種別割)は、毎年4月1日現在の所有者(割賦販売の場合は使用者)に課税されます。

くわしくは、「東京都主税局」のホームページをご覧ください。

問自動車税コールセンター ☎03(3525)4066

## ひとり親家庭の養育費確保を支援します

ひとり親家庭の養育費の継続した履行確保を目指し、養育費の取り決めや保証契約の際にかかる費用の一部を補助します。

公正証書等の作成や養育費保証契約の前に、ご相談ください。▼対象 市内で18歳未満の児童と同居するひとり親の方 ▼補助内容 養育費の取り決めに必要な費用(公正証書等の作成に必要な公正証書手数料、家庭裁判所への調停申立てや裁判に要する収入印紙代、戸籍謄本等添付書類の取得費用、連絡用の郵便切手代)。保証会社との養育費保証契約にかかる初回保証料。いずれも補助上限あり ▼申請方法 公正証書等を作成した日、または養育費保証契約を締結した日の翌日から6か月以内に子育て推進課へ申請してください。必要書類等、くわしくはお問い合わせください。

問子育て推進課手当・医療費給付係・内線1344

5月1日(日)～31日(火)

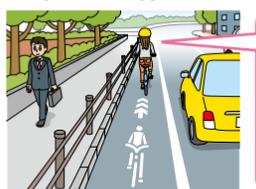
## 自転車安全利用TOKYOキャンペーン みんなで守ろうルールとマナー

市内交通事故の約半数は自転車に関わっており、死亡事故も発生しています。自転車を安全に利用することでみんなの命を守りましょう。

### ●自転車安全利用五則

①自転車は、車道が原則、歩道は例外②車道は左側を通行③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行④安全ルールを守る(▷飲酒運転・二人乗り・並進の禁止▷夜間はライトを点灯▷交差点での信号遵守と一時停止・安全確認)⑤子どもはヘルメットを着用

### ●車道を通行するとき



車道の左側を通行しましょう。標識を守りましょう。

### ●歩道を通行するとき



進行方向にかかわらず、車道側を走りましょう。歩行者優先。

問交通対策課交通企画係・内線2280